

平成30年

# 住宅・土地 統計調査

平成30年10月1日



**平成30年  
住宅・土地  
統計調査  
10月1日(月)  
実施!**

**住宅・土地統計調査はこのよう調査です**  
住宅・土地統計調査は、「統計法」(国の統計に関する基本法)に基づいた国勢統計調査で、昭和29年から毎年この日に行われ、今回は18回目の調査となります。  
この調査は、全国約570万世帯の方々を対象とした大規模な調査で、調査の結果は、国や地方公共団体にだけならず、国土交通省や国土政策の推進、施策や防災を中心とした都市計画の策定、立地条件調査等の制定などに幅広く利用されています。

**調査の流れ**  
国(調査実施) > 都道府県 > 市区町村 > 指導員 > 調査員 > 調査世帯

**個人の情報は守られます**  
統計法では、調査対象者が安心して調査員に記入いただけるよう、調査員等特定の調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳密に保護することを定めています。

- 守秘義務**  
調査に必要と認められた個人や団体の秘密を漏らしてはなりません。
- 利用制限**  
統計調査の目的以外に、調査票の記入内容を転用したり、漏洩してはなりません。
- 適正管理**  
記入された調査票を厳密に管理するための措置を講じなければなりません。

## マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆様へ（お願い）

このたび、「平成30年住宅・土地統計調査」を実施することになりました。  
つきましては、以下の内容につきまして御理解・御協力をお願いいたします。

1. 管理居住されている建物にお住まいの世帯が調査対象となった場合は、建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう、御協力をお願いいたします。  
オートロックマンションやワンルームマンション、寮などについて、調査が円滑に実施できるよう統計調査員の建物内への立入り等に御配慮をお願いいたします。
2. 住宅・土地統計調査の広報への御協力をお願いいたします。
  - ・貴団体の会員様への調査実施の周知
  - ・貼付可能な場所へのポスターの掲示
  - ・貴団体のホームページへの「平成30年住宅・土地統計調査（キャンペーンサイト）」バナーの掲載
3. 共同住宅等における調査員事務の委託について、地方公共団体からの業務委託の要請等がありましたら、御協力をお願いいたします。  
今回の住宅・土地統計調査から必要に応じて、共同住宅等に対して調査員業務の委託が可能な仕組みを取り入れています。

### （参考）今後のスケジュール

#### （調査員のスケジュール）

- ・9月上旬 調査地域の確認など  
～調査地域内の各世帯に「調査のお知らせ」を配布します。
- ・9月中旬 調査対象名簿の作成
- ・9月中旬 インターネット回答用の調査書類の配布
- ・9月下旬 紙の調査票及び調査書類の配布
- ・10月上旬 調査票の回収

住宅・土地統計調査担当：  
総務省統計局統計調査部  
国勢統計課  
住宅・土地調査第一係  
連絡先：03-5273-1154

